

東労発基 0513 第 3 号
国関整建一産第 6 4 6 号
令和 7 年 5 月 1 3 日

公益社団法人日本建築積算協会
関東支部長 杉江 弘光 殿

東京労働局長
関東地方整備局長
(公印省略)

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）

日頃より、労働行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から、建設業にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）の適用が開始されました。さらに、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、令和 6 年の通常国会において、いわゆる第三次担い手 3 法が成立したところです。

これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は減少していますが、なお高水準であり、全産業に比べると未だ長い状況です。

また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした実態を踏まえ、東京労働局と関東地方整備局では、適正な工期設定など、建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組への御協力を呼びかけており、今後も別添の各種リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（建設業編）」（別紙 1）により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員の皆様に対しても、リーフレット及び啓発動画を周知いただき、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1 建設労働者の長時間労働の改善について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の

安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、建設工事の受発注者が労働基準法や建設業法などの関係法令を遵守し、建設労働者の長時間労働の是正や週休2日をはじめとした魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業の働き方改革を推進することが不可欠です。

令和6年3月27日に改定された「工期に関する基準」においては、工期の設定に関して、受発注者それぞれの責務が定められています。

発注者の責務としては、時間外労働規制を遵守した工期の見積が受注者から提出された際はその内容を尊重する必要があること、受注者の責務としては、建設工事に従事するものが長時間労働や週休2日の確保が困難な著しく短い工期での請負契約締結の禁止などがあげられます。

また、「工期に関する基準」においては、工期を設定する段階において、猛暑・大雪等の自然条件や休日・法定外労働時間などの工期全般にわたって考慮すべき事項や、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当しうることなど、工程別・分野別に考慮すべき事項が明記されております。これらの基準は変更契約においても考慮する必要があります。（別紙2-1）

つきましては、受発注者間において関係法令及び「工期に関する基準」を踏まえた協議のもとで、適正な工期設定を行うようお願いいたします。

2 建設労働者の賃上げについて

令和6年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で5.1%引き上げられたところですが（別紙1）、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要であり、受発注者間で価格転嫁を進めていくことが必要です。

今般の建設業法改正により、適正に価格転嫁が行われるよう、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項とされ、受注者は契約前に、資材高騰につながるような「おそれ情報」を可能な範囲で事前に通知することが義務化され、その通知を受けた発注者は、資材高騰が顕在化した場合、協議に応じるよう努めることとされました。

また、事前通知がされなかった場合であっても、受注者は契約上の変更方法に基づき、協議の申し出を行うことが可能となります（別紙2-2）。受発注者間での適正な価格転嫁が進むことで、建設事業者間（元請下請間）での価格転嫁につながり、それが建設労働者の賃上げの原資となります。

つきましては、今般の法改正の主旨を踏まえ、受注者から協議の申出がされた場合は、誠実にご対応いただきますようお願いいたします。

3 建設労働者の労働災害防止について

東京都内における労働災害による死亡者数は、いまだに建設業が最も多い状況にあるため、引き続き労働災害の防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法第3条第3項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、「工期に関する基準」においても、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、契約締結に際しては受注者からの見積り書に基づきながら、請負代金に安全衛生経費として必要な金額の設定や、工期に、労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や、猛暑・大雪等の自然条件における不稼働を考慮した期間の確保がなされるよう御協力をお願いいたします。

なお、安全衛生経費については、各専門工事業団体に対して、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。

これらを踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いに取り組んでいただくようお願いいたします。（別紙2－3）